

○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則

〔昭和59年3月31日〕
規則第3号

改正 昭和61年4月1日 規則第15号
(中 略)

平成22年3月31日 規則第5号
平成25年3月29日 規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を他の執行機関等の職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(執行機関等の職員の補助執行)

第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、別表第1に定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を補助執行させるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による補助執行させる事務以外の事務について、委員会又は委員と協議し、これらの執行機関の事務を補助する職員又はこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして臨時に補助執行させることができる。

(議会事務局職員の補助執行)

第3条 市長は、議会事務局職員をその補助機関である職員に充て、市長の権限に属する事務のうち次に掲げるものを補助執行させるものとする。

- (1) 議会に係る予算の見積書を作成すること。
- (2) 議会に係る予算の執行に関すること。ただし、職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)に係る給与等に関する事務は除く。
- (3) 議会に係る供用物品を管理すること。

(組織の帰属及び事務の決裁)

第4条 前2条の規定により補助執行する場合においては、議会事務局は総務部担当の副市長に、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局は総務部に、農業委員会事務局は経済観光部に、それぞれ属するものとみなす。

2 前2条の規定により補助執行する場合における事務の決裁については、那覇市

事務決裁規程（1971年那覇市訓令第8号）の規定を準用する。この場合において、同規程の字句の必要な読み替えは別表第2のとおりとする。

- 3 前項の規定によるほか、教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員が補助執行する事務で市長の決裁が必要なものについては、那覇市副市長事務分担規程（1960年那覇市訓令第6号）第3条に規定する事務に該当するときは両副市長を経て、その他の事務であるときは総務部担当以外の副市長を経て、市長の決裁を受けるものとする。

付 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

（中 略）

付 則（平成13年3月30日規則第10号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定及び別表第1の改正規定は、平成13年5月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日規則第7号抄）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成15年7月30日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第25号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第15号抄）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月28日規則第17号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年5月15日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年3月31日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日規則第57号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第2（第4条関係）

読み替えられる字句	読み替える字句
副市長	教育長
政策統括調整監	議会事務局長 教育委員会事務局の部長
部長	議会事務局長 教育委員会事務局の部長
副部長	議会事務局の次長 教育委員会事務局の副部長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長
課長	議会事務局の課長又は副参事 教育委員会事務局の課長、室長又は副参事 教育機関の所長、館長（公民館にあっては、中央公民館長に限る。）、校長又は園長 選挙管理委員会事務局の副参事 監査委員事務局の副参事 農業委員会事務局長
主幹	議会事務局の主幹 教育委員会事務局の主幹 教育機関の主幹 選挙管理委員会事務局の主幹 監査委員事務局の主幹
主査	議会事務局の主査 教育委員会事務局の主査 教育機関の主査、分館長、副所長又は中央公民館を除く 公民館の館長 選挙管理委員会事務局の主査 農業委員会事務局の主査